

高齢者と介護者を支える ガイドブック

～住み慣れた町で、いつまでも自分らしく暮らすための手引き～



高齢者と介護者を支えるガイドブックとは

年齢を重ねるにつれて「こころ」と「からだ」の変化に不安と戸惑いを感じながら毎日を送っている高齢者ご本人やご家族の方に町や支援機関が寄り添い、地域全体で支えあうことで、住み慣れた町で自分らしく暮らし続けるための道しるべとなるよう作成しました。

「認知症ケアパス」の要素を盛り込みながらまとめています。それぞれの立場でご活用ください。

◆目次◆

直島町の高齢者のみなさんの介護・生活状況・・・	P1
高齢期にかかりやすい病気「認知症」・・・	P3
早期発見の重要性・・・	P6
認知症当事者の思いに耳を傾けてみましょう・・・	P7
まずは相談しましょう・・・	P8
サービスガイドー覧表 各種サービスの内容・・・	P10
高齢者の心身の変化に合わせた支援体制	
「認知症ケアパス」・・・	P17
マップ・・・	P18

令和7年4月

直島町

1. 直島町の高齢者のみなさんの介護・生活状況

引用：直島町第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年（2000）年度にスタートした介護保険制度は、住民生活を支える重要な制度として広く浸透してきましたが、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、認知症対策など様々な課題が顕在化してきています。

●介護・介助が必要になった理由(上位5項目)

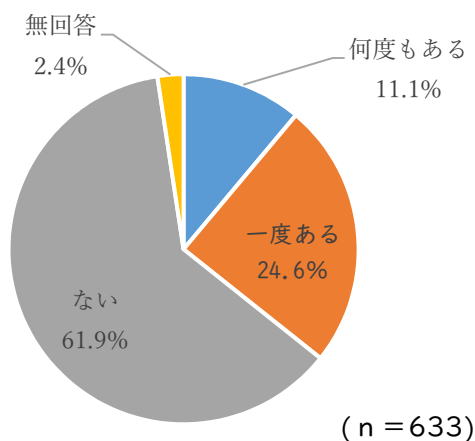
調査数	817（内有効回収数 633）
高齢による衰弱	22.4%（+3.2）
心臓病	16.5%（+2.1）
骨折・転倒	15.3%（-7.8）
糖尿病	15.3%（+3.8）
視覚・聴覚障がい	11.8%（+1.2）



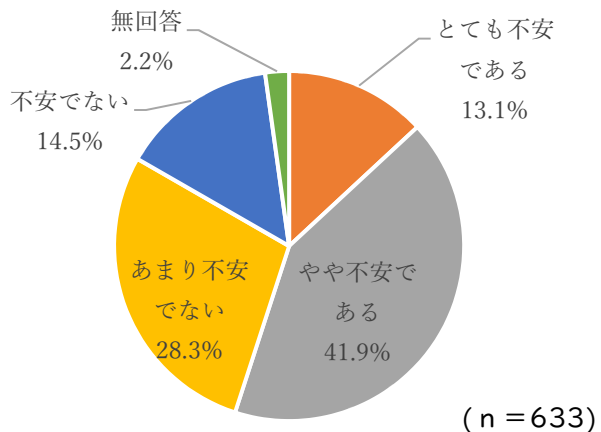
●介護・介助が必要になった理由(認定状況別・上位3項目)

		第1位	第2位	第3位
全体（n=85）		高齢による衰弱	心臓病	糖尿病/骨折・転倒
認定状況別	一般高齢者（n=44）	高齢による衰弱	心臓病/糖尿病/視覚・聴覚障がい/骨折・転倒	
	要支援1・2（n=26）	心臓病/骨折・転倒	糖尿病/高齢による衰弱	

過去1年間における転倒の経験

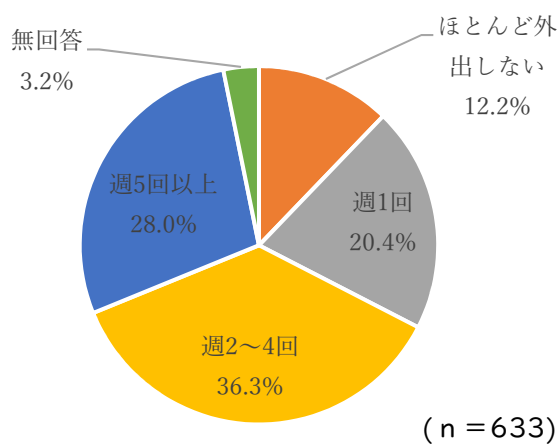


転倒に対する不安

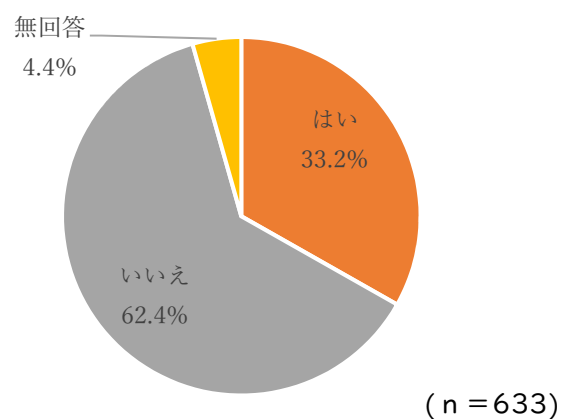


介護・介助が必要になった状態として「高齢による衰弱」が一番多く、「骨折・転倒」を上回っていますが、転倒の経験があると答えた方・転倒への不安を抱えている方の割合は、前回調査時より微増しています。

1週間あたりの外出回数



外出を控えているか

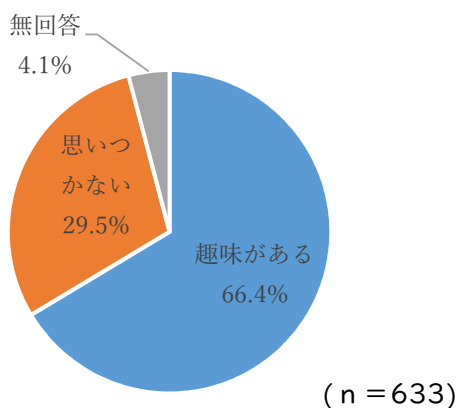


●外出を控えている理由（上位5項目）

足腰などの痛み	47.1% (-9.2)
外での楽しみがない	17.1% (-1.9)
病気	11.4% (+0.5)
トイレの心配（失禁など）	9.5% (-7.7)
交通手段がない	8.1% (-4.5)



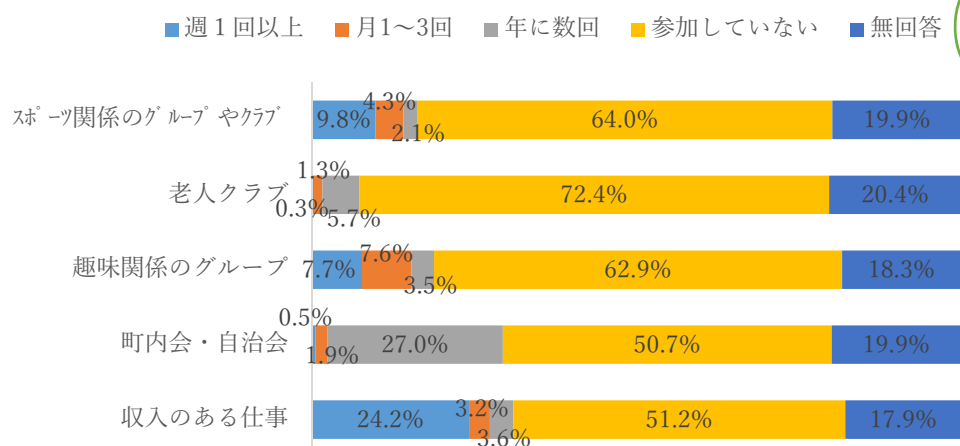
趣味の有無



6割を超える方が趣味があると答え、社会参加の状況で趣味関係のグループに参加している方はやや減少していますが、スポーツ関係のグループやクラブに参加している方の割合は微増しています。

しかし、収入のある仕事・町内会自治会を除く項目で、「参加していない」が増えており、特に老人クラブで顕著に増加しています。

社会参加の状況



足・腰の痛み
体力が低下
閉じこもりになる
外出を控える
人との関係が希薄になる
この負の連鎖を起こさないようにしましょう。



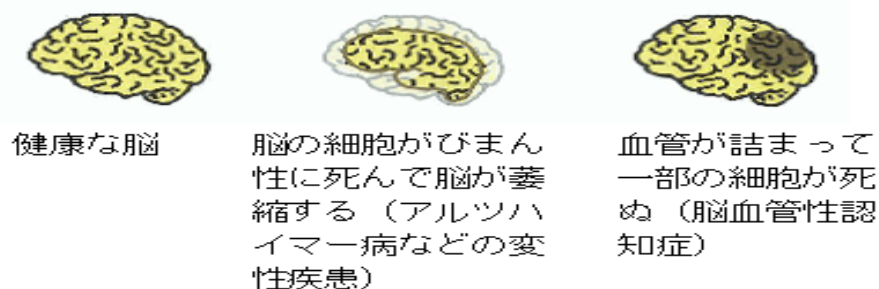
2. 高齢期にかかりやすい病気「認知症」

認知症とは、脳の障がいによって記憶や思考などの認知機能の低下が起こり、6か月以上にわたって、日常生活に支障をきたしている状態です。

認知症を引き起こす病気のうちもっとも多いのは、脳の神経細胞がゆっくりと死んでいく「変性疾患」と呼ばれる病気です。アルツハイマー病、前頭側頭型認知症、レビー型小体病などがこの「変性疾患」にあたりますが、その中でも、アルツハイマー病が最も多いと言われています。

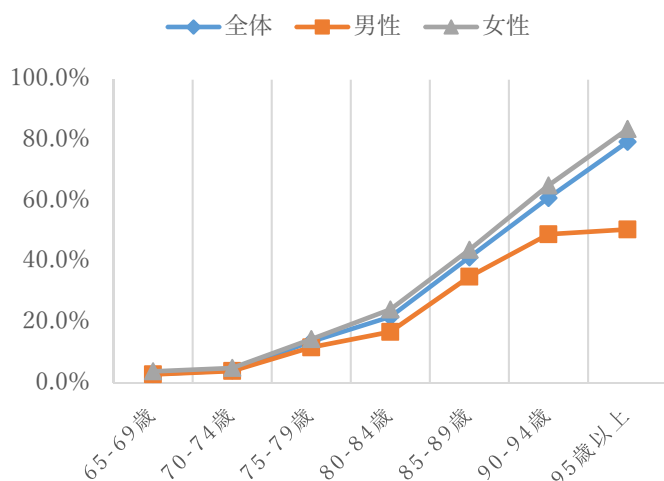
続いて多いのが、脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などのために、神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、その部分の神経細胞が死んだり、神経のネットワークが壊れてしまう「脳血管性認知症」です。

また、65歳未満で発症する認知症のことを「若年性認知症」といいます。



出典：認知症サポーター養成講座標準教材（特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク 全国キャラバンメイト連絡協議会作成）

年齢別に見た推定認知症有病率



75歳を超えると、5年ごとに倍増しています。年をとれば、誰もが認知症になる可能性があることがわかります。



出典：厚生労働科学研究費補助金 認知症対策総合研究事業
「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」（平成21～24）

●「加齢によるもの忘れ」と「認知症によるもの忘れ」の違い（一例）

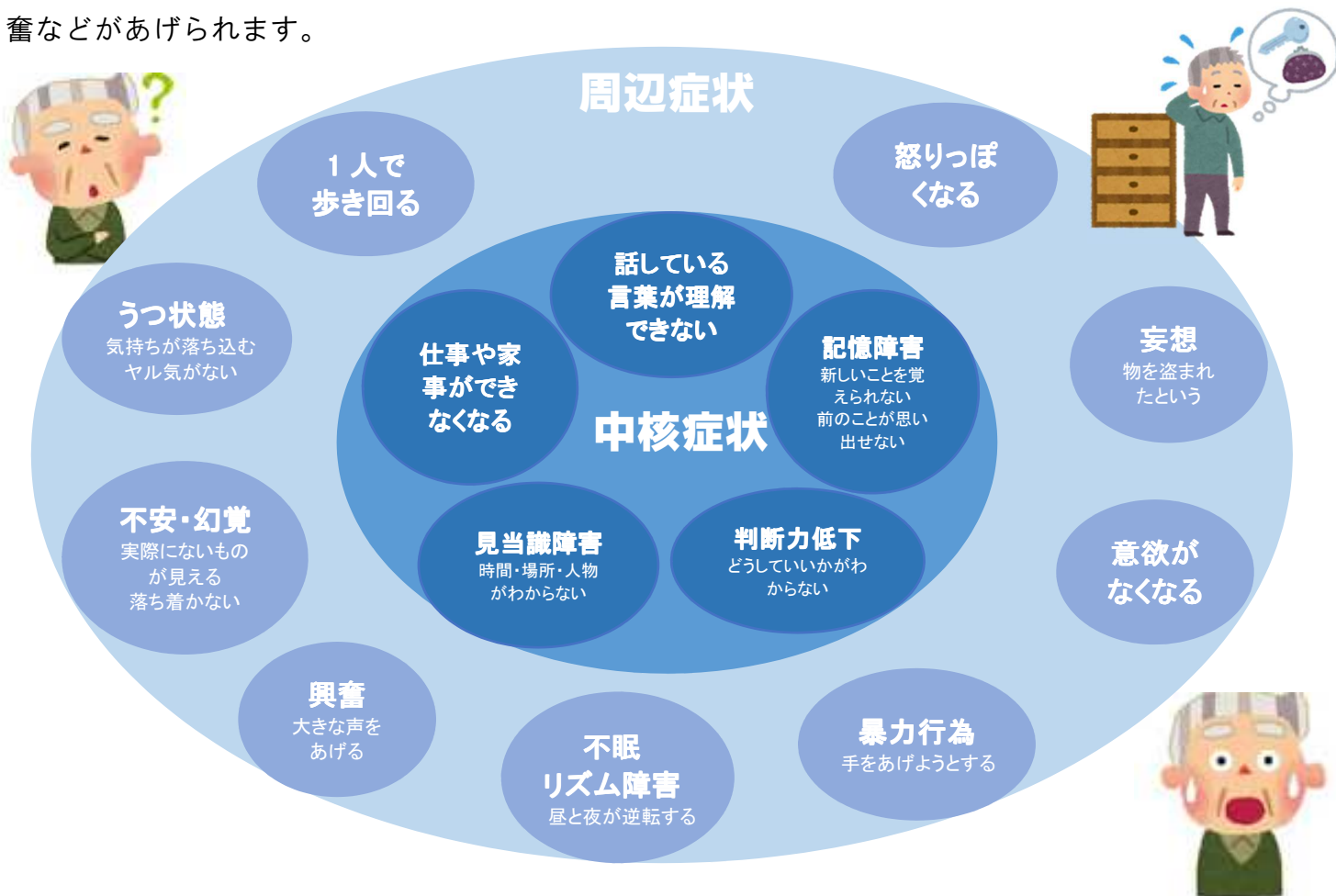
	加齢によるもの忘れ	認知症によるもの忘れ
体験したこと	一部を忘れる （例）朝ごはんのメニュー	すべてを忘れている （例）朝ごはんを食べたこと自体
もの忘れの自覚	ある	ない
探し物に対して	（自分で）努力して見つけようとする	誰かが盗ったなどと、他人のせいにすることがある
日常生活への支障	ない	ある
症状の進行	極めて徐々にしか進行しない	進行する

出典：政府広報オンライン「知っておきたい認知症の基本」/2022(令和4)年10月31日

●認知症の症状は、大きく「中核症状」と「周辺症状」の2つに分けられます。

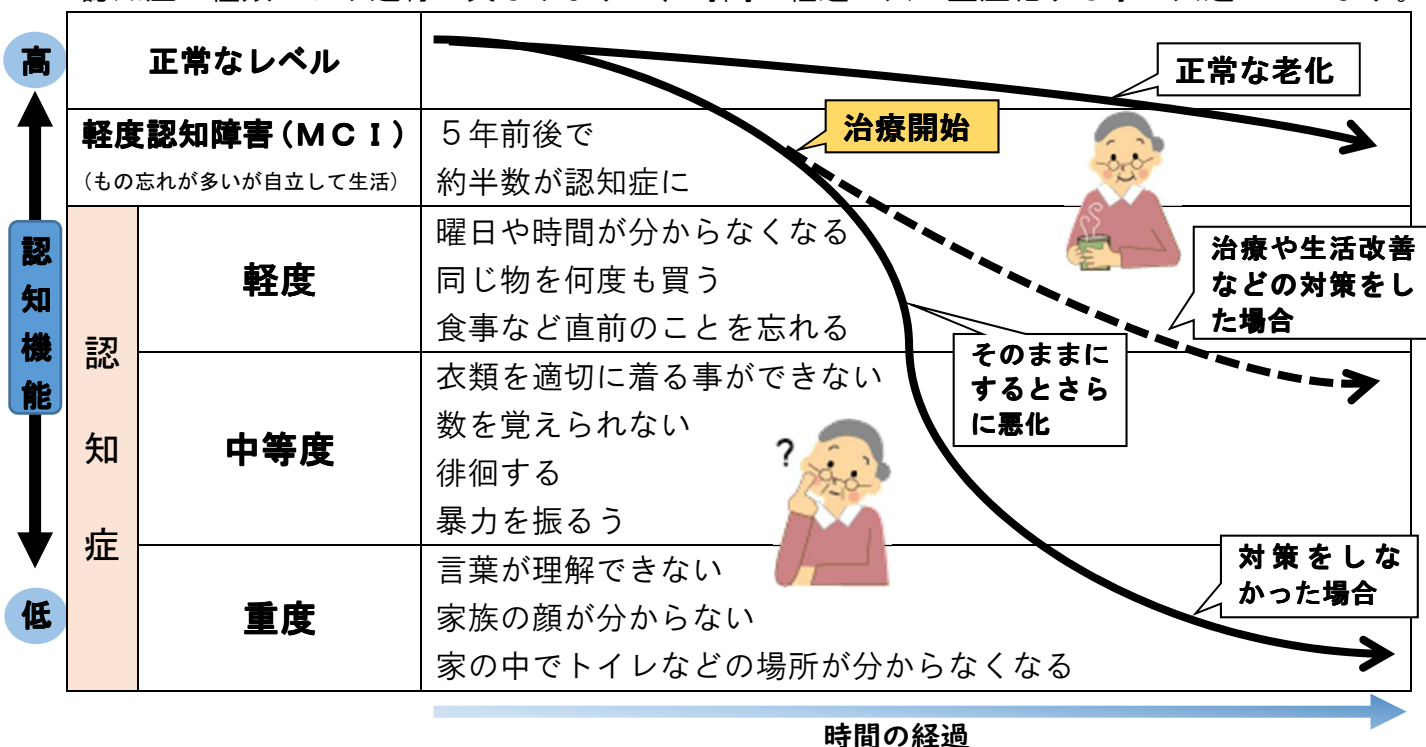
「中核症状」は、認知症患者の場合、ほとんどのケースで現れる症状です。アルツハイマー型認知症でいえば、ものを覚えられなくなる「記憶障害」、時間や場所がわからなくなる「見当識障害」などがその典型例です。

一方、「周辺症状」は、その人の生活環境や性格、それまでの人生史などが影響し、人によって現れ方が異なります。一般的に、認知症で見られることの多い行動・心理症状としては、抑うつや興奮などがあげられます。



●代表的な認知症であるアルツハイマー型認知症の進行例

認知症の種類により進行は異なりますが、時間の経過と共に重症化する事は共通しています。



【認知症 4つの種類と特徴】

アルツハイマー型認知症

認知症患者の約半数を占めていると言われてい
ます。男性よりも女性の比率が高いことが特徴です。

	症 状
初 期	・ ちょっとしたことや最近のことを忘れる ・ 行動自体を忘れて覚えていない ・ 家事などのやるべきことを順序だててできなくなる
中 期	・ 怒りっぽいなど性格に変化が出てくる ・ 日常生活でサポートが常に必要になる ・ 失禁する ・ 外出して帰宅できなくなる

○ケア・看護のポイント

怒鳴る・嫌そうな顔をする・無理に思い出させようとする行為はNGです。

何事も否定せず、本人の話をよく聞き、初めてのつもりで話をあわせてあげましょう。



脳血管性認知症

認知症患者の約2割を占めています。脳の血管障害によって生じるため、認知機能がまだらに保たれていることが特徴で、女性よりも比較的男性に多く見られる症状です。

	症 状
初 期	・ 歩行障害：歩く速度が遅くなったり歩幅が狭くなったりする ・ 意欲の低下：無気力になり、自発性がなくなる、引きこもりになることもある
中 期	・ 構音障害：ろれつが回らなくなる ・ 嚥下障害：飲み込みがうまくできなくなったり、むせたりする ・ 記憶障害：記憶の思い出しに時間がかかる ・ 手足のしびれ、麻痺、排尿障害

○ケア・看護のポイント

再発防止のため規則正しい生活習慣を心がけ、暮らしやすい生活環境を整えましょう。

日中活動の場の確保や、できる事は本人に任せてできないことをサポートしましょう。

レビー小体型認知症

アルツハイマー型認知症の次に患者が多いと言われてい
ます。脳の神経細胞が減少することで発症し、40歳頃から症状が現れる方もいます。男性の発症リスクは女性の約2倍とされています。

	症 状
初 期	・ 認知機能の低下 ・ 手が震える ・ 幻視、妄想：「知らない人がいる」「枕元に子どもが座っている」などの症状が出る
中 期	・ 足がもつれる ・ 歩幅が狭く、小刻みに歩く ・ パーキンソン症状が出てくる ・ 身体が固まりやすくなる

○ケア・看護のポイント

転倒しにくい生活環境を整え、幻覚等の症状には否定せず話を合わせてあげましょう。

前頭側頭型認知症（ピック病）

若年層に起こりやすい認知症です。平均的な発症年齢は55歳前後と言われており、国の難病にも指定されています。

	症 状
初 期	・ 反社会的な行動：万引きや、よその部屋から黙って物を拝借する ・ 常同行動：何度も同じコースを歩いたり、決まった時間に同じ行動をとったりする
中 期	・ 言語障害：同じ言葉を繰り返し、言葉自体が短くなり、ボキャブラリーが乏しくなる ・ 自発性低下：抑うつ状態になり、やる気なくなる

○ケア・看護のポイント

人の声や動きに敏感になるので、刺激の少ない静かな環境を整えましょう。リハビリテーションに取り組み、転倒予防に努めましょう。

また、交通事故にも注意が必要です。

●若年性認知症

発症する平均年齢は50歳前後で、働き盛りの世代で年齢が若いことから周りや本人も気づかず「うつ病」や「更年期障害」と間違われて発見が遅れることも少なくありません。

3. 早期発見の重要性

認知症は治らないから医療機関に行っても仕方がない・・・と思いませんか？認知症も他の病気と同じように、早期発見・早期治療がとても大切です。

「何かおかしいな？」と気づいたら、できるだけ早くかかりつけ医や相談機関に相談し、専門家のアドバイスを受けましょう。



●認知症に早く気づくことが大切なわけ

😊 治る病気や一時的な症状の場合があります。
脳腫瘍、慢性硬膜下血腫などの脳の病気は、外科的な処置でよくなる場合や、薬の不適切な使用が原因で認知症のような症状が出る場合もあり、正しく調整することで回復する場合があります。
😊 症状が改善したり、進行を遅らせることが可能な場合があります。
アルツハイマー型認知症では、薬で進行を遅らせることができ、早く内服を始めることで、自立した生活を長く続けることができます。
😊 今後の生活の準備をすることができます。
症状が軽いうちにご本人やご家族が認知症への理解を深め、病気と向き合い話し合うことで、今後の生活の準備をすることができます。介護保険サービスを利用するなど生活環境を整えることで、生活上の支障を減らし、自分らしい生活を送ることができます。

●認知症の始まりによくみられる症状です。いくつか当てはまる場合は相談してみましょう。

①	もの忘れがひどい	☐ 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる ☐ 同じことを何度も言う、問う、する ☐ しまい忘れ・置き忘れが増え、いつも探している ☐ 財布・通帳・衣類などが盗まれたと人を疑う
②	判断力・理解力が衰える	☐ 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった ☐ 新しいことが覚えられない ☐ 話のつじつまが合わない ☐ テレビ番組の理解ができなくなった
③	時間・場所がわからない	☐ 約束の日時や場所を間違えるようになった ☐ 慣れた道でも迷うことがある
④	人柄が変わる	☐ 些細なことで、怒りっぽくなった ☐ 周囲への気遣いがなくなり、頑固になった ☐ 自分の失敗を人のせいにする ☐ 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた
⑤	不安感が強い	☐ 一人になると怖がったり寂しがったりする ☐ 外出時に持ち物を何度も確かめる ☐ 「頭が変になった」とご本人が訴える
⑥	意欲がなくなる	☐ 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった ☐ 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった ☐ ふさぎ込んで何をするのも億劫がり嫌がる

4. 認知症当事者の思いに耳を傾けてみましょう

最近、認知症の人が自分の思いを公の場で語ることが増えてきました。実際に、認知症当事者の人が語った声の一部を紹介します。

認知症だから何もわからない人と思えないでほしい

早口や長い文章で話しかけられると聞き取れなかったり、意味が理解できないことがある

できることまで取り上げないでほしい時間をかけてゆっくりすればできることもあります



できないことばかりに目を向けず、できることもあるとわかってほしい

同じことを聞かれても面倒くさがないでください

何か言ってもまともに聞いてもらえない

使い慣れた言葉でわかりやすく話してほしい

何も分からないからと、ごまかしたり嘘をついたりしないでください

こんな接し方を心がけましょう

◇接し方のポイント・・・3つの「ない」が大切です

- 気持ちに寄り添い自尊心を傷つけない
- 本人のペースに合わせて急がせない
- 笑顔でにこやかに接し、驚かせない・怒らない

具体的な対応のポイントは・・・

見守りましょう

認知症が疑われる人がいた場合は、さりげなく様子を見守り、支援できる機会をさぐりましょう

声をかけるときは1人で

複数で取り囲むと、本人の恐怖心をあおります。声をかけるときは、まずは1人でかけましょう

余裕をもちましょう

こちらの不安や焦りは、本人にも伝わって動揺させてしまいます。自然な笑顔で接しましょう

目線を合わせましょう

本人の視界に入って話しかけ、小柄であればしゃがむなどして、目線を同じ高さにあわせて話しましょう

耳を傾けましょう

たとえ本人の話が要領を得ないものでも耳を傾け、何を言いたいのかを推測、確認しましょう

ゆっくり・はっきり話しましょう

大声や甲高い声ではなく、なるべく穏やかな声でゆっくり、はっきりと話すようにしましょう

認知症の方の介護に「絶対」はありません。

今日うまく対応できても、明日うまくいくとは限りません。

接し方のポイントを述べていますが、「こうあるべき」「こうするべき」「こうしてはいけない」と思いこまず、参考としてみてください。

うまく対応できなくてもご自分を責めず、相談窓口などに相談してみるのもいいでしょう。



5. まずは相談しましょう

「最近忘れやすくなった」「認知症なのか気になる」など心配になったら、まずは相談しましょう。



かかりつけ医に相談する

かかりつけ医がいる方は、まず相談しましょう。

専門医療機関への受診には、かかりつけ医からの紹介状があるとスムーズです。

直島町地域包括支援センター ☎087-892-3400

高齢者の総合相談窓口

保健師やケアマネジャーが、介護・福祉・健康・医療等の様々な相談を受け、支援を行います。相談内容により、認知症初期集中支援チームで対応することもあります。

認知症初期集中支援チームとは

町内の40歳以上の在宅で生活している方で、認知症またはその疑いがある方の自宅を訪問するなどし、専門医・医療職・福祉職がチームとなって、早期診断・早期対応につなげるための初期支援を行います。

高松圏域認知症疾患医療センター

専門医による鑑別診断、症状に応じた治療方針の選定や専門医療機関への紹介を行います。

医療法人社団光風会 三光病院 住所：高松市牟礼町原883-1 電話：087-816-2170 ホームページ：https://www.sanko-hp.com/	医療法人社団以和貴会 いわき病院 住所：高松市香南町由佐113-1 電話：087-879-0275 ホームページ：http://www.iwaki-hospital.or.jp/
相談受付 月～土 8:30～17:15	相談受付 月～金 9:00～12:00・13:00～17:00 土 9:00～12:00
外来診療 月～金 9:00～12:00・13:15～17:00 土 9:00～12:00 ※初診は要予約(午前は11時、午後は4時まで) ※もの忘れ外来の受診は要予約	外来診療 月～金 9:00～12:00・13:00～17:00 もの忘れ外来 月～金 8:30～14:00(所要時間約3時間) ※初診は予約制

認知症の電話相談（公益社団法人認知症の人と家族の会）

0120-294-456（午前10時から午後3時 土日祝日を除く）（通話無料）

携帯・スマホからは 050-5358-6578（要通話料）

公益社団法人認知症の人と家族の会ホームページ <https://www.alzheimer.or.jp/>

認知症に関する情報サイト

WAM NET（ワムネット）ホームページ <http://www.wam.go.jp/>

認知症フォーラム ホームページ <http://www.ninchisho-forum.com/>

香川県若年性認知症支援相談窓口（いわき病院内）

65歳未満で発症する「若年性認知症」では、本人や配偶者が働き盛りの世代であることが多い
ため、就労・子育て・介護など複合的な問題を抱えることになり、本人や家族の生活に大きな影
響を及ぼすことになります。

いわき病院内に設置された「香川県若年性認知症支援相談窓口」では、若年性認知症支援コー
ディネーターが配置され、本人や家族による相談支援を行うとともに、医療に関すること、就労
に関すること、利用できる制度について支援しています。

医療法人社団以和貴会 いわき病院

高松市香南町由佐113-1 ☎080-4719-5073

受付時間：月～金 9：00～16：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

若年性認知症の場合、介護保険以外にも利用可能な制度があります。

その方の認知症の状態や経済状況などにより、利用可能かどうか異なります。



	制度名	概要	問い合わせ先
診断後	自立支援医療 (精神通院医療)	認知症の治療のために、通院による継続的な治療が 必要な人が申請し利用することができ、通院医療費 の自己負担分の一部が軽減されます。(所得が一定以 上ある方は対象外となる場合があります。)	直島町住民福祉課 福祉医療係 ☎087-892- 2223
	精神障害者 保健福祉手帳	認知症と診断され、長期にわたり日常生活または社 会生活への制約がある場合に交付されます。また、手 帳を受けるためには、初診日から6か月以上経過し ている必要があります。	直島町住民福祉課 福祉医療係 ☎087-892- 2223
	障害年金	病気やケガによって生活や仕事などが制限されるよ うになった場合に受けることができ、初診日に国民 年金加入の場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入 の場合は「障害厚生年金」が請求できます。	日本年金機構高松西 年金事務所 ☎087-822- 2840
治療中	難病医療費 助成制度	国が指定する難病（前頭側頭葉変性症など）の方に対 して、該当する疾患にかかわる医療費を助成する制 度です。指定医療機関に受診した際の医療費が助成 されます。	香川県東讃保健福祉 事務所 保健対策課 ☎0879-29- 8265
	介護保険	認知症と診断され40歳以上であれば要介護認定を 受け、介護保険サービスを利用することができます。	直島町住民福祉課 介護保険係 ☎087-892- 2223
在職中	傷病手当金	認知症と診断された後、就労の継続が困難であり休 職する場合に申請し、支給開始後、1年6ヶ月の範囲 内で支給を受けることができます。	全国健康保険協会 または加入している 健康保険組合
退職後	雇用保険 (失業等給付)	退職後、失業給付を受けるには、「離職票」の交付を 受けハローワークで「求職の申込」を行い、「求職活 動」をし「失業の認定」を受ける必要があります。	ハローワーク

相談・受診には、普段の様子をよく知っている人が付き添いましょう。本人の様子や変化をメモ
に書いて持参するなどすると、診断の参考になります。(いつ頃からなのか、どのような症状なの
か、本人の様子や言葉をありのままに書く)

6. サービスガイド一覧表 各種サービスの内容

ここでは、17 ページ「高齢者の心身の変化に合わせた支援体制」に掲載している各種サービスの内容について説明しています。サービス毎に番号を付けていますので、確認しながらご覧になってください。

なお、介護保険サービスについては、介護認定を受ける必要があります。

介護認定の申請についてのご相談

直島町役場住民福祉課 介護保険係 ☎087-892-2223

【家族支援（相談）】

①	直島町地域包括支援センター	高齢者に関する総合相談窓口です。介護、生活、金銭管理のことなど様々な相談に対応します。相談は電話、訪問等も可能です。 ○問い合わせ： 直島町地域包括支援センター ☎087-892-3400
②	民生委員 児童委員	厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員・児童委員が、地域の身近な相談窓口・地域の見守りとして町や地域包括支援センター等と連携しながら活動しています。 ○問い合わせ： 直島町住民福祉課 ☎087-892-2223

【認知症に対する医療専門職による相談窓口】

③	認知症初期集中支援推進事業	○対象： 町内の40歳以上の方で在宅で生活している方 ○内容： 認知症またはその疑いがある方の自宅を訪問するなどし、専門医・医療職福祉職がチームとなって、早期診断・早期対応につなげるための初期支援 ○問い合わせ： 直島町地域包括支援センター ☎087-892-3400
④	高松圏域認知症疾患医療センター	○内容： 専門医による鑑別診断、症状に応じた治療方針の選定や専門医療機関への紹介を行います ・三光病院 ☎087-816-2170 } <u>詳しい内容につきましては8ページをご覧ください。</u> ・いわき病院 ☎087-879-0275 }
⑤	香川県若年性認知症支援相談窓口	○内容： 若年性認知症支援コーディネーターが配置され、本人や家族による相談支援を行います。 ・いわき病院 ☎080-4719-5073 <u>詳しい内容につきましては9ページをご覧ください。</u>

【介護保険サービスの利用相談】

⑥	介護支援専門員（ケアマネジャー）	○対象： ①要支援1・2の認定を受けている方 ②要介護1～5の認定を受けている方 ○内容： ご本人の身体状態や生活状況にあわせて、安心して生活ができるようにサービス内容や回数などを、ご本人やご家族と相談しながら計画します ○問い合わせ： ①の方 直島町地域包括支援センター☎087-892-3400 ②の方 各居宅介護支援事業所 (介護支援 なおしま社協 ☎087-892-2458) (レファシード直島 居宅介護支援事業所 ☎087-840-8088)
---	------------------	--

【介護予防・閉じこもり予防】

⑦	生きがい型 デイサービス	○対象：65歳以上の方 ○内容：高齢者の生きがいと社会参加を促進し、孤独感の解消、身体機能の維持・向上を目的として、通所によるレクリエーション、趣味活動、入浴（見守り程度）、食事の提供を行います。 ○利用回数： ・一般デイサービス 月2回程度 ・ほのぼの班（一般の内容と合わせ、手芸を行います） 毎週土曜日 ・プール班（一般の内容と合わせ、プールで体操を行います） 毎週金曜日 ↳介護予防アクア運動教室として実施 ○問い合わせ：直島町社会福祉協議会 ☎087-892-2458
⑧	栄養相談	○内容：健康の維持・増進、生活習慣病、特に糖尿病や慢性腎臓病等の生活習慣病を予防するために、管理栄養士と保健師が食生活の改善に関することの相談に応じます。（例：バランスのとれた食事・減塩料理の作り方） 生活習慣病予防は認知症予防にもつながりますので、ご相談ください。 ○問い合わせ：直島町住民福祉課 健康推進室 ☎087-892-3400
⑨	みんなの健康教室	○内容：月1回、健康や食事に関するテーマをもとに管理栄養士がお話しします。また、保健師が簡単体操や楽しい脳トレを行います。 （例：糖尿病について、骨粗しょう症について、高血圧についてなど） ○問い合わせ：直島町住民福祉課 健康推進室 ☎087-892-3400
⑩	楽しく ひざ痛こし痛 予防・改善教室	○対象：おおむね65歳以上 ○内容：月1回、主に椅子に座り、ひざや腰の痛みを予防・改善するための体操を行います。 ゆっくりと無理のない範囲で行う、分かりやすい教室です。 ○問い合わせ：直島町住民福祉課 健康推進室 ☎087-892-3400
⑪	理学療法士 作業療法士 訪問相談	○対象：おおむね65歳以上 ○内容：月1回、ご自宅を訪問し、リハビリや生活改善のご相談にのります。 ○問い合わせ：直島町住民福祉課 健康推進室 ☎087-892-3400
⑫	シルバー カルチャー教室	○対象：60歳以上の方 ○内容：生涯をより楽しく豊かにするための講座を行っています。 年間15回程度、「アタマ元気脳トレ教室」「レクリエーション」「くらしのセミナー」等の講座があります。 ○問い合わせ：直島町教育委員会 ☎087-892-2882
⑬	体育協会 （同好会）	○内容：卓球、ソフトバレー、バドミントン、グラウンドゴルフ等の運動を各々の同好会が行っています。 ○問い合わせ：直島町教育委員会 ☎087-892-2882
⑭	文化協会 （同好会）	○内容：墨彩画、女文楽、日舞、俳句、パッチワーク、カラオケ、ヨーガ、フラダンス等の同好会があります。 ○問い合わせ：直島町教育委員会 ☎087-892-2882

⑮	老人クラブ	○対象：おおむね60歳以上の方 積浦、本村、文教区の各地区に老人クラブがあり、地区によって対象年齢に違いがあります。 ○活動内容：仲間づくりをとおして、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行います。 (例) 友愛訪問 研修会（自主防災、交通安全、介護保険等に関すること） 奉仕活動（各地区の空き缶拾い等） 等 ○問い合わせ：直島町社会福祉協議会 ☎087-892-2458
⑯	シルバー人材センター	○内容：おおむね60歳以上の方が、経験と能力を活かしながら、働くことを通じて地域社会に貢献し、生きがいと追加的収入を得ることを目的として活動しています。 ○問い合わせ：直島町社会福祉協議会 ☎087-892-2458

【生活支援・介護】

⑰	給食サービス	○75歳以上の独り暮らしの方……毎月第2、第4火曜日にお弁当を配達します。 ○80歳以上の夫婦のみの世帯……毎月第3火曜日にお弁当を配達します。 ※上記は共に午後3時からの配達です。一食250円。(8月はお休み) ○問い合わせ：直島町社会福祉協議会 ☎087-892-2458
⑱	商品宅配サービス	○対象：80歳以上の方と介護保険認定者・障害者手帳をお持ちの方 ○内容：宅配料無料でご自宅まで配達します。 ※上記対象者以外の方も、宅配料が必要ですがご自宅まで配達することができます。 ○問い合わせ：三菱マテリアル直島生活協同組合 ☎：087-892-2121 
⑲	通所介護	○対象：要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方 ○内容：デイサービスセンター等で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を日帰りで受けることができます。 ○事業所：レファシード直島デイサービスセンター、デイサービス絆 ○問い合わせ：詳しい内容は担当ケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。 
⑳	訪問介護	○対象：要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方 ○内容：ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や調理、掃除、洗濯、買い物などの生活援助を行います。 ○問い合わせ：詳しい内容は担当ケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。
㉑	訪問看護 (介護保険)	○対象：要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方等 ○内容：疾患などを抱えている方について、主治医の指示により看護師等がご自宅を訪問し、看護サービスを提供します ○問い合わせ：詳しい内容は担当ケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。 
㉒	訪問看護 (医療保険)	○対象：厚生労働大臣が定める疾病等の方、要介護認定を受けていない方等 ○内容：疾患などを抱えている方について、主治医の指示により看護師等がご自宅を訪問し、看護サービスを提供します。 ○問い合わせ：詳しい内容は直島町地域包括支援センターにお尋ねください。

②③	訪問リハビリ テーション (介護保険)	○対象：要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方等 ○内容：心身機能の維持・回復や日常生活の自立に向け、理学療法士や作業療法士が訪問してリハビリテーションを行います。 ○問い合わせ：詳しい内容は担当のケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。
②④	訪問リハビリ テーション (医療保険)	○対象：厚生労働大臣が定める疾病等の方、要介護認定を受けていない方等 ○内容：心身機能の維持・回復や日常生活の自立に向け、理学療法士や作業療法士が訪問してリハビリテーションを行います。 ○問い合わせ：詳しい内容は直島町地域包括支援センターにお尋ねください。
②⑤	訪問診療	○対象：病気や障がいがあって通院困難な方 ○内容：医師・看護師がご自宅を訪問し、定期的に診療を行います。 ○問い合わせ：直島町立診療所 ☎087-892-2266
②⑥	歯科訪問診療	○対象：通院できない要介護状態の方 ○内容：歯科医師・歯科衛生士がご自宅を訪問し、口腔ケアを行います。 ○問い合わせ：安田歯科医院 ☎087-892-2828 
②⑦	居宅療養管理指導 (薬剤)	○対象：在宅で療養していて通院が困難な利用者 ○内容：薬剤師が家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。 ○問い合わせ：詳しい内容は担当のケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。
②⑧	特殊入浴 サービス事業	○対象：高齢者や身体に障がいのある方など自宅での入浴が困難な方 ○内容：車で送迎し、週1回総合福祉センター内にある特殊入浴浴槽（横になったまま入浴できます。）で入浴介助を行います。 ○料金：1回1,500円 ○問い合わせ：直島町社会福祉協議会 ☎087-892-2458 
②⑨	福祉有償運送事業	○対象：介護保険認定者・障害者手帳所持者など直島町社会福祉協議会が利用登録を認めた方及びその付添い人 ○内容：福祉車両等を使用して通院や外出支援（町内に限る）を行います。 ○問い合わせ：直島町社会福祉協議会 ☎087-892-2458
③⑩	老人無料バス券 配布	○対象：75歳以上の方 ○内容：通院等のために町営バスを利用するための無料バス券を配布します。 ○配布場所：直島町役場、総合福祉センター、町立診療所 ○問い合わせ：直島町住民福祉課 福祉係 ☎087-892-2223
③⑪	訪問理容・美容	○対象：外出が困難な高齢者 ○内容：理容師がご自宅を訪問し、理容のサービスを行います。 ○問い合わせ：ヘアーサロンなかむら（宮浦） ☎：087-892-4335 タニワキ理容所（本村） ☎：087-892-3572 
③⑫	短期入所療養介護 (ショートステイ)	○対象：要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方 ○内容：介護老人保健施設や医療施設、介護医療院に短期間入所して、機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。 介護者の介護負担を軽減したい時や、一時的に在宅介護が困難な時にご利用できます。 ○問い合わせ：詳しい内容は担当のケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。

③③	短期入所生活介護 (ショートステイ)	○対象：要支援１・２、要介護１～５の認定を受けている方 ○内容：特別養護老人ホームなどに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排泄の介助など）が受けられます。 ○事業所：レファシード直島短期入所生活介護 ○問い合わせ：詳しい内容は担当のケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。
----	-----------------------	--

【安否確認・見守り】

③④	独居高齢者の 見守りサービス	○対象：おおむね７０歳以上の希望者（介護保険サービスを受けていない方） ○内容：週１回程度、ご自宅に直島町社会福祉協議会職員が訪問や電話等により、安否確認を行います。 ○問い合わせ：直島町社会福祉協議会 ☎０８７－８９２－２４５８ 
③⑤	緊急通報装置 設置サービス	○対象：ひとり暮らしの高齢者 ○内容：ご自宅の電話に機械を接続し、あらかじめ通報協力者の電話番号（３件まで）を登録することで、いざという時にボタンひとつで緊急時に通報協力者へお知らせする事ができます。 ○問い合わせ：直島町社会福祉協議会 ☎０８７－８９２－２４５８
③⑥	認知症高齢者等 徘徊 SOS ネット ワーク事業	○対象：認知症等により行方不明になるおそれのある方 ○内容：認知症等により徘徊のおそれがあり行方不明になった場合に備え、地域の協力を得て早期に発見・保護できるよう関係機関等との協力体制を構築し、高齢者の安全の確保及び家族等への支援を行うものです ○問い合わせ：直島町地域包括支援センター ☎０８７－８９２－３４００
③⑦	介護予防 サポーター	○内容：地域で生活する高齢者が自立した生活が送れるように、健康づくりに関する取り組みを支援する方 介護予防サポーターになるには、養成講座を受講することが必要です ○問い合わせ：直島町地域包括支援センター ☎０８７－８９２－３４００
③⑧	認知症 サポーター	○内容：認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域や職場で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けをする方 認知症サポーターになるには、養成講座を受講することが必要です ○問い合わせ：直島町地域包括支援センター ☎０８７－８９２－３４００
③⑨	キャラバン・ メイト	○内容：認知症サポーター養成講座の講師を担う方 キャラバン・メイト養成研修を受講することが必要です ○問い合わせ：直島町地域包括支援センター ☎０８７－８９２－３４００

【経済的支援】

④⑩	自立支援医療 (精神通院医療)	詳しい内容につきましては9ページをご覧ください。
④⑪	精神障害者保健 福祉手帳	
④⑫	障害年金	
④⑬	難病医療費 助成制度	
④⑭	傷病手当	
④⑮	雇用保険 (失業等給付)	
④⑯	介護保険 負担限度額認定	○対象：市町村民税非課税世帯等一定の要件を満たす方 ○内容：利用者負担段階に応じて、施設入所（短期入所を含む）の居住費及び食費の限度額までの負担 ○問い合わせ：直島町住民福祉課 介護保険係 ☎087-892-2223

【住まい】

④⑦	福祉用具貸与	○対象：要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方 ○内容：日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービスです。 認知症高齢者が徘徊した場合にお知らせする機器等もあります。 ○問い合わせ：詳しい内容は担当ケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。	
④⑧	福祉用具購入	○対象：要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方 ○内容：入浴や排泄に使用するもの等で、衛生的にレンタルに不向きな特定の福祉用具（利用者の自立した生活や家族の介護負担軽減のためのもの。）を購入した場合に、購入費用の7～9割（割合は負担割合証に記載。上限あり。）が保険者（直島町）から払い戻されます。 ○問い合わせ：詳しい内容は担当ケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。	
④⑨	住宅改修	○対象：要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方 ○内容：在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付け等特定の住宅改修を行う場合、事前申請にて住宅改修費用の7～9割（割合は負担割合証に記載。上限あり。）が保険者（直島町）から払い戻されます。 ○問い合わせ：詳しい内容は担当ケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。	
⑤⑩	介護老人福祉施設 (特別養護老人 ホーム)	○対象：要介護3～5の認定を受けている方 ○内容：寝たきりや認知症等で日常生活において常時介護が必要で、自宅で介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上のお世話が受けられます。 ○事業所：特別養護老人ホームレファシード直島 ○問い合わせ：詳しい内容は担当ケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。	

⑤①	介護医療院	○対象：要介護1～5の認定を受けている方 ○内容：長期にわたって療養が必要な方に対して、療養上の管理・看護・医学的管理のもとで介護、その他必要な医療や日常生活上のお世話が受けられます。 ○事業所：直島町立診療所 ○問い合わせ：担当ケアマネージャーか、町役場（診療所）にお尋ねください。
----	-------	--

【権利擁護】

⑤②	日常生活 自立支援事業 (福祉サービス 利用援助事業)	○対象：判断能力が十分でない方（認知症、知的障がい、精神障がい等）で日常生活自立支援事業の契約の内容について判断でき、契約能力のある人 ○内容：地域において自立した生活がおくれるように利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助や行政手続きに関する援助、日常的金銭管理、定期訪問により生活変化をすばやく察知します。 ○問い合わせ：直島町社会福祉協議会 ☎087-892-2458												
⑤③	成年後見制度	○対象：判断能力が十分でない方（認知症、知的障がい、精神障がい等） ○内容：その人らしい生活がおくれるようにするため、家庭裁判所が決定した人（後見人等）や、本人があらかじめ選任して契約した人（任意後見）が財産管理、介護サービスに関する契約などの法律行為を支援してくれる制度です。（家庭裁判所に申立てを行う必要があります。）この制度を上手に利用することによって悪徳商法などの被害を防ぐことができます。 お問い合わせ <table><tr><td>○高松家庭裁判所</td><td>☎087-851-1942</td></tr><tr><td>○リーガルサポート香川県支部（香川県司法書士会）</td><td>☎087-821-5701</td></tr><tr><td>○ぱあとなあ香川（香川県社会福祉士会）</td><td>☎0877-98-0854</td></tr><tr><td>○香川県弁護士会</td><td>☎087-822-3693</td></tr><tr><td>○法テラス香川（日本司法支援センター）</td><td>☎050-3383-5570</td></tr><tr><td>○直島町地域包括支援センター</td><td>☎087-892-3400</td></tr></table>	○高松家庭裁判所	☎087-851-1942	○リーガルサポート香川県支部（香川県司法書士会）	☎087-821-5701	○ぱあとなあ香川（香川県社会福祉士会）	☎0877-98-0854	○香川県弁護士会	☎087-822-3693	○法テラス香川（日本司法支援センター）	☎050-3383-5570	○直島町地域包括支援センター	☎087-892-3400
○高松家庭裁判所	☎087-851-1942													
○リーガルサポート香川県支部（香川県司法書士会）	☎087-821-5701													
○ぱあとなあ香川（香川県社会福祉士会）	☎0877-98-0854													
○香川県弁護士会	☎087-822-3693													
○法テラス香川（日本司法支援センター）	☎050-3383-5570													
○直島町地域包括支援センター	☎087-892-3400													
⑤④	消費生活相談	○内容：悪質商法による被害や商品・契約のトラブルなど消費生活に関する相談を受け付け、問題解決のための助言や情報の提供を行っています ○問い合わせ：香川県消費生活センター ☎087-833-0999												
⑤⑤	人権相談	○内容：日々の生活の中で、親子、夫婦、扶養、相続、借地、借家、名誉、信用、差別、家庭内暴力、いじめ、体罰などの人権問題に関して困ったり悩んだりしていることについて、人権擁護委員が問題解決に向け、親身になってご相談に応じます。 人権擁護委員は法務大臣により委嘱されており、守秘義務が課されます。 ○問い合わせ：直島町住民福祉課 ☎087-892-2223												
⑤⑥	行政相談	○内容：毎日の暮らしの中で、各省庁や特殊法人が行っている仕事など国の行政全般について、困っていること、納得できないこと、こうして欲しいなどの苦情や意見、要望等を行政相談委員にお気軽にご相談ください。 ○問い合わせ：直島町総務課 ☎087-892-2222												



高齢者の心身の変化に合わせた支援体制（認知症ケアパス）

-直島町内の主な支援体制を載せています-

詳しい情報は、 1 0 ページ以降に載せています

		軽度	⇒	中等度	⇒	重度
経過	日常生活は自立 (認知症ではないが年齢相応より認知機能が低下した状態)	認知症を有するが 日常生活は自立	誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活に手助け ・介護が必要	常に介護が必要	
本人の様子 （症状や経過には 個人差があります）	・同じことを話すことが増えた ・料理の味付けが変わった 元気な頃から友人や地域との つながりを大切にしましょう。	・大事な約束を忘れることがある ・料理や金銭管理、計算ミスなどが みられる ・同じものを買ってくる	・お金や薬の管理ができない ・怒りっぽくなった ・たった今しようとしたことや話 したことを忘れる ・道に迷うことがある	・季節に合った服が選べない ・洋服の着方が分からない ・身だしなみを気にしない ・箸の使い方が分からない ・排泄の失敗が増える ・道に迷って帰れなくなる	・家族の顔が分からない ・自由に身体が動かせなくなり、 横になっていることが多くなる ・食事や着替え、トイレなどで常に 介助が必要になる	
家族の対応	・認知症の方への接し方や対応の仕方を理解しておきましょう ・規則正しい生活ができるよう手助けしましょう ・趣味やレクリエーション、地域行事やボランティアなどへの社会参加 ができるよう働きかけをしましょう ・講演会などに参加するといろいろな情報が得られます		・本人のプライドを傷つけないよ うにしましょう ・できることを認めましょう ・抱え込まずに相談しましょう ・介護者自身の健康管理を行いま しょう	・ゆっくり、わかりやすく、簡潔に 話しましょう ・本人を責めないように ・介護サービスを上手に利用し、自 分の時間を大切にしましょう	・看取りや最後の過ごし方につい て家族間でよく話し合っておき ましょう 元気なうちに本人の意向を 確認しておきましょう	
支援体制	家族支援（相談）	①直島町地域包括支援センター ②民生委員・児童委員（直島町住民福祉課） 認知症の電話相談（9 ページ参照）				
	医療相談	かかりつけ医 ③認知症初期集中支援推進事業 ④高松圏域認知症疾患医療センター ⑤香川県若年性認知症支援相談窓口				
	介護保険		⑥介護支援専門員（ケアマネージャー）			
	介護予防・ 閉じこもり予防	⑦生きがい型デイサービス ⑧栄養相談 ⑨～⑪地域の教室 ⑫シルバーカルチャー教室 ⑬体育協会（同好会） ⑭文化協会（同好会） ⑮老人クラブ ⑯シルバー人材センター				
	生活支援・介護	⑰給食サービス ⑱商品宅配サービス ⑳老人無料バス券				
				⑲通所介護 ⑳訪問介護 ㉑㉒訪問看護 ㉓㉔訪問リハビリテーション ㉕訪問診療 ㉖歯科訪問診療 ㉗居宅療養管理指導（薬剤） ㉘福祉有償運送 ㉙訪問理容・美容		
					㉚特殊入浴介助	
			㉛㉜ショートステイ			
	安否確認・見守り	⑳独居高齢者見守りサービス ㉝緊急通報装置設置サービス		㉞認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業		
		㉟介護予防サポーター ㊱認知症サポーター ㊲キャラバンメイト				
	経済的支援	㊳～㊵（9 ページ参照）				
			㊶介護保険負担限度額認定			
	住まい	自宅				
			④⑦福祉用具貸与 ④⑧福祉用具購入 ④⑨住宅改修 ⑤⑩介護老人福祉施設 ⑤⑪介護医療院			
	権利擁護	⑤②日常生活自立支援事業 ⑤④消費生活相談 ⑤⑤人権相談 ⑤⑥行政相談				
			⑤③成年後見制度			

介護保険で要介護・要支援の判定を受けた方は、介護支援専門員（ケアマネージャー）や直島町地域包括支援センターへご相談ください。

直島

